

。。。あなたの設備投資をサポートします。。。。

平成30年度 小規模企業者等

設備貸与制度

(割賦販売・リース)

ご利用の手引き



小規模企業者等設備貸与制度について

この制度は、小規模企業者等の創業および経営の革新に必要な設備の導入の促進を図ることを目的としています。

当制度を利用することのメリットとしては、信用保証協会の保証枠や借入枠に無関係であるために、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。また、割賦損料やリース料率は契約期間中変動せず、固定しております。

限度額の範囲内であれば、同一年度内に何回でも利用することができますし、既に利用されて支払残高がある場合でも再度利用することができます。

目 次

I	申し込みができる企業	1
II	申し込みに必要な書類	2
III	設備貸与制度のご利用について	3
	設備貸与制度（割賦販売・リース）の流れ	3
	設備貸与の種類とその条件	4
	利用の際の留意点	4
	割賦販売制度の特色	6
	リース制度の特色	7
	貸与契約の手続きについて （割賦販売・リース制度共通 貸与決定から引渡しまで）	8
IV	創業者のご利用について	10

I 申し込みができる企業

対象業種	<p>●製造業・建設業・運送業・商業・サービス業 （一部対象とならない業種がありますので、お問い合わせください。）</p> <p>※ 許認可・届出が必要な業種はその資格・要件を備えている必要があります。</p>
対象企業	<p>●製造業・建設業・運送業等・・・従業員数20人以下の小規模企業者</p> <p>●商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く） ・・・従業員数5人以下の小規模企業者</p> <p>従業員数が上記の人数を超えて50人以下の中小企業者は、一定の要件を満たしている場合に限り利用できます。 下記の「小規模企業者以外の中小企業者の利用要件」を参照ください。</p>
対象設備	<p>●原則として新品である設備</p> <p>●県内に設置される設備</p> <p>●経営の革新を図るために必要な設備</p> <p>「II 申込に必要な書類 * 経営革新の要件（2ページ）」を参照ください。</p> <p>車両の場合は、事業の用に供する特殊車両等および緑・黒ナンバー車両などが対象となり、以下の要件を満たす必要があります。なお、割賦販売制度のみ対象となります。リース制度での取り扱いはいたしておりません。</p> <p>①自動車検査証の所有者名義を支援センターとすること。 ②車体に企業名を表示すること。 ③任意保険(対人・対物)に加入すること。</p> <p>設備の設置に届出、登録、許認可を必要とする場合は、その資格・要件等が備わっていることが必要です。</p>
禁止事項	●貸与が決定する前に機械を設置することはできません。
その他	<p>●決算書等で事業内容が把握できている必要があります。</p> <p>●これから創業および創業後5年を経過していない企業の方は、「IV 創業者のご利用について（11ページ）」をご覧ください。</p>

小規模企業者以外の中小企業者の利用要件

従業員数が20人を超え（商業・サービス業の場合は5人を超え）、50人以下の企業であれば、以下の全ての要件を満たしている場合に、貸与制度の利用が可能です。

銀行および政府系金融機関からの借入残高	<p>長期借入金と短期借入金の合計残高が4.2億円以下であること。</p> <p>※ 信用金庫・信用組合・日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）・住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）からの借入は除く。</p>
経常利益	直近3年間の平均額が3,500万円以下であること。
株式の出資	大企業が単独で株式の1/3以上を所有していないこと。

Ⅱ 申し込みに必要な書類

申込書類		摘要
①	設備貸与申込書	支援センター指定様式（HPからダウンロードできます。）
②	経営革新計画書	支援センター指定様式（HPからダウンロードできます。） 下記の「※経営革新の要件」を参照ください。
③	機械設備の見積書およびカタログまたは図面・仕様書	見積書（原本）の余白部分に内容を 確認した旨の署名・捺印 が必要です。
④	直近3カ年の決算書および勘定科目明細書の写し	個人の場合は、 青色申告決算書 および 所得税確定申告書 の写しが必要です。
⑤	残高試算表の写し	ただし、申込月が決算期から 4ヵ月以上経過していない 場合は、提出不要。
⑥	税務申告書の写し （法人）	直近3ヵ年分で別表1、4、5(1)(2)、16(1)(2)(5)(6)が必要 （電子申告受付番号または税務署受付印の押印があるもの）
⑦	全ての県税に滞納がない旨の納税証明書	各県税事務所で発行しています。
⑧	全部事項証明書の履歴事項証明書	履歴事項証明書は各法務局で発行しています。 個人の場合は、履歴事項証明書ではなく、 住民票 （各市町で発行）を提出してください。
⑨	許認可書等の写し	業および設備の設置に届出、登録、許認可を必要とする場合 必要です。
⑩	関連企業の決算書	代表者またはその家族が経営する企業の 直近3ヵ年分の決算書 および 勘定科目明細書 が必要です。
⑪	その他	上記以外に、支援センターが必要とする書類を提出していただく場合があります。

* 経営革新の要件

新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、付加価値額または従業員1人当たり付加価値額、および経常利益が直近期末に比べ下表伸び率以上向上すると見込まれるもの。

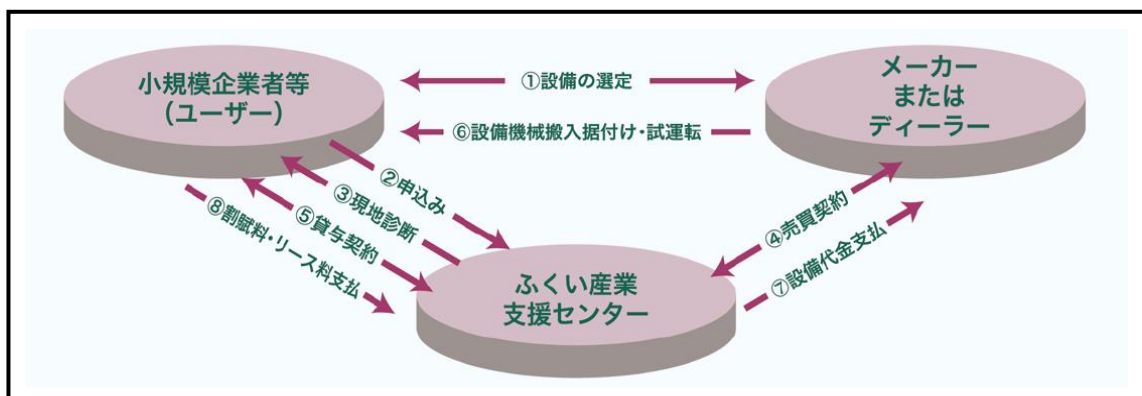
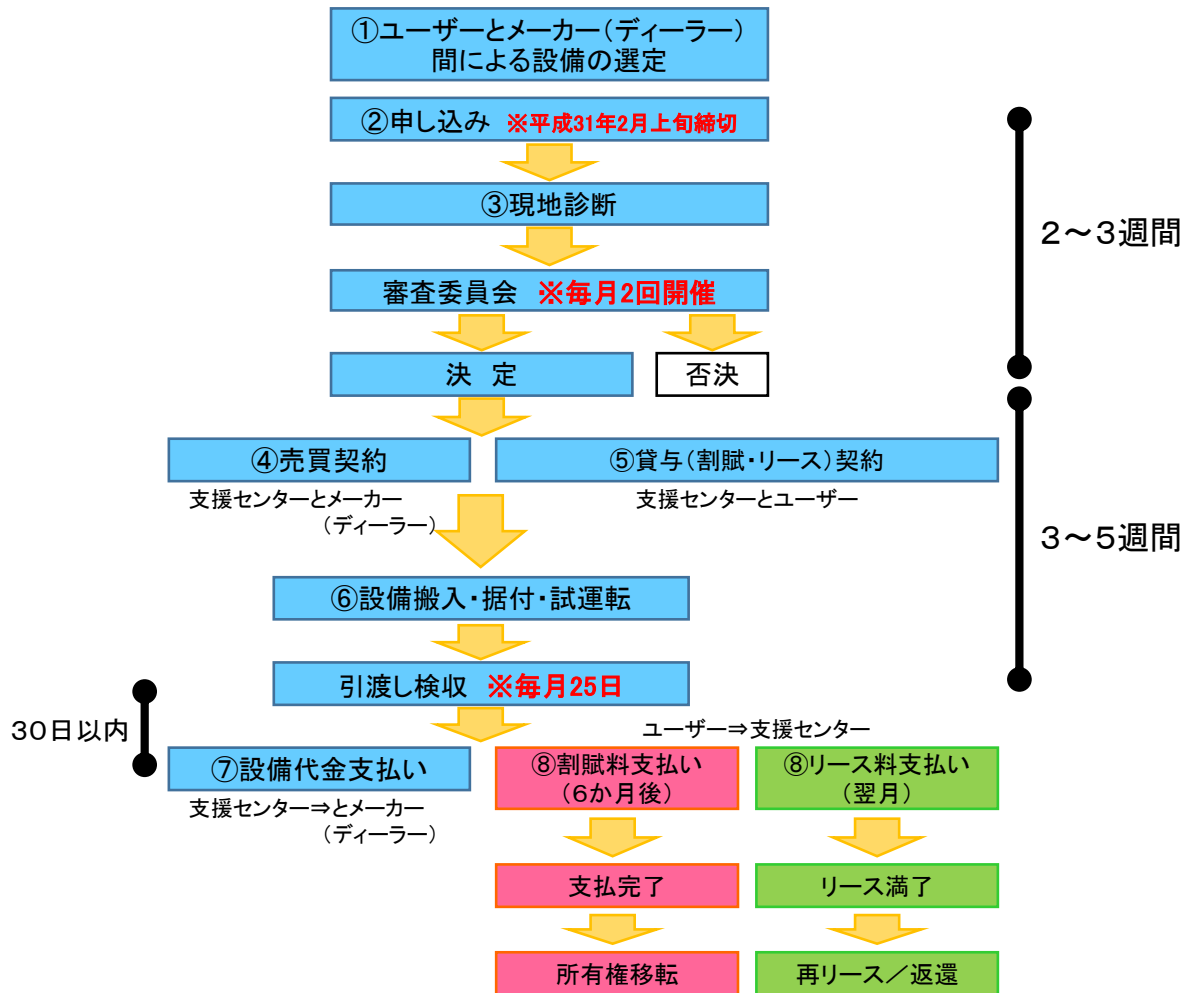
伸び率	3年後	4年後	5年後
付加価値額または 従業員1人当たり付加価値額 （付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）	9%	12%	15%
経常利益 （営業利益から営業外費用を差し引いた額）	3%	4%	5%

<今までに設備貸与を受けた方>

- 貸与の支払中の方でも新規の申込はできます。
- 限度額の範囲内であれば、同一年度に何回でも当制度を利用できます。

Ⅲ 設備貸与制度のご利用について

設備貸与制度（割賦販売・リース）の流れ





設備貸与の種類とその条件

	割賦販売制度	リース制度
貸与限度額	100万円以上、1億円以下	100万円以上、1億円以下
貸与期間	3年～10年 (法定耐用年数以内)	3年～10年 (法定耐用年数により決定)
支払方法	6ヵ月据置の月賦または半年賦支払 (約束手形による支払)	引渡日の翌月より毎月支払 (約束手形による支払)
割賦損料率 月額リース料率	別紙参照 (契約期間中は変動しません)	
保証金	貸与価格の10% (契約説明会時に納入)	不要



利用の際の留意点

以下に示す点については、割賦販売・リース制度共通の留意点です。
ご利用になられる際には十分考慮のうえお申し込みください。

1 貸与の決定

皆様から申込書類をいただくと、その書類を基に診断調査に伺います。
その結果を審査委員会にかけます。
審査委員会は毎月（3月は除く）開かれ、貸与の可否を決定します。

2 連帯保証人

下表のとおり連帯保証人が必要となります。
なお、連帯保証人に代えて、担保を提供していただいても結構です。

法人の場合	個人の場合
原則1名 (法人代表者の個人保証)	原則本人以外1名 (内部者可)

- ※ 内部者とは、事業継続者、家族、配偶者、従業員をいいます。
- ※ 連帯保証人は、県内に居住し、独立した生計を営む人であること。
- ※ 「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断した結果、連帯保証人が不要となる場合があります。
- ※ 審査の結果によっては、連帯保証人の追加が必要となる場合があります。

3 担保

以下のような設備について貸与を申し込みされる場合は、**不動産担保**を提供していただきます。なお、これらの設備については、**割賦販売制度のみ対象**となります。

- ・移動が容易なもの（建設機械等）
- ・屋外にあるもの
- ・消耗が激しいもの（焼却炉等）
- ・対象設備が建物と一体となっているもの（空調設備等）
- ・他の企業への転用が難しい設備（各種プラント等）
- ・専用設備
- ・その他支援センターが必要と認める場合

不動産担保を提供していただく場合には次の書類が必要となります。

**全部事項証明書（登記簿謄本）・
固定資産証明書・公図等**

車両（特殊車両および緑・黒ナンバー車両等）に限り上記設備とは要件が異なり、次の中から選択していただきます。審査の結果によりご希望の選択にお応えできない場合もあります。

（１）連帯保証人の追加 （２）車両保険の加入 （３）不動産担保の提供

なお、①自動車検査証の所有者名義を支援センターとすること、②車体に企業名を表示すること、③任意保険（対人・対物）に加入することが必要条件となります。

4 貸与設備の管理

貸与期間中は、善良な管理者の注意をもって設備の維持管理に務めなければなりません。設備の主要部品の取替えや改造および設置場所の変更は、支援センターに届け出なければなりません。また、貸与期間中、設備を他に譲渡・貸付ならびに担保に供したりしてはいけません。設備の維持管理に要する費用は、すべて皆様の負担となります。

5 違約金等

万一、支払期日に返済がなされないときは、年率10.75%の割合で計算した違約金を徴収いたします。さらに支払義務が履行されないときは貸与契約を解除し、設備を引揚げることがあります。

6 契約の解除

支援センターは、企業が下記各号のいずれかに該当することが判明したときは、期間満了前にかかわらず期限前の支払を請求し、または契約を解除します。

- （１）設備を貸与の目的以外に使用したとき。
- （２）虚偽の申込または不正な意図により設備貸与を受けたとき。
- （３）貸与に係る事業を廃止し、または休止し、再開の見込みがないとき。
- （４）正当な理由がないのに契約事項に違反したとき。
- （５）賦払割賦料またはリース料その他支援センターに納入すべき金額の支払義務を履行しないとき。
- （６）小切手または手形の不渡りの事故を起こしたとき。
- （７）仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課滞納処分等を受けたとき。
- （８）破産宣告申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立、会社整理開始申立および特別清算開始申立の事実が生じたとき。

7 その他

貸与期間中、当支援センターが行う調査報告等に協力しなければなりません。支援センターの設備であることを示すステッカー（「割賦設備」、「リース設備」）は、支払が終了するまで撤去することができません。



割賦販売制度の特色

この制度は金融とは性格の異なるものです。

支払義務のすべてを完済するまで、割賦設備の所有権は当支援センターに留保される割賦販売方式を採っています。

1 限度額

割賦価格の限度額〔1億円〕を超える場合は、その超える金額（2割を限度とする）を前納したときのみ対応することができます。限度額は消費税を含んだ金額となります。

2 支払期間

割賦期間は3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年（それぞれ措置期間半年）から選択できます。ただし、申込設備の法定耐用年数を上限とします。

3 割賦損料

割賦損料（金利相当分）は、別紙記載のとおりです。

割賦損料は設備価格から支払済み設備価格を控除した残額に対してかかり、設備価格相当分支払時に同時に支払っていただきます。

4 支払方法

支払は、設備の引渡し後6ヵ月目から始まり、元金均等の半年賦、または月賦支払となります。（別紙の支払例参照）

支払の方法は約束手形によるものとし、契約と同時に支援センターに振出していただきます。

5 保証金

割賦制度の場合、貸与契約説明会時に設備価格の10%を保証金として預かります。

貸与期間中、この保証金には利息はつきません。

この保証金は、最終の支払分より順次充当することができます。

6 火災保険の加入

割賦期間中は、支援センター指定の保険機関で設備価格と同額の火災保険に加入していただきます。

その保険料は皆様の負担となります。（契約時に全期分を前納していただきます。）

*一部火災保険に加入できない設備（屋外プラント、車両等）もあります。

7 固定資産税の負担

割賦設備につきましては、資産として計上していただき、設置場所の市町にてその固定資産の申告をし、税を納めていただきます。

8 その他

割賦設備は、減価償却の対象となります。

割賦損料は、損金として費用に計上できます。



リース制度の特色

皆様の希望により購入した設備を貸付（リース）する制度です。

リース期間が満了しても、所有権は移転しません。

リース期間満了後も使用の希望がある場合は、契約の更新（再リース）をしていただくこととなります。

1 限度額

設備価格の限度額は100万円以上、1億円以下となっています。限度額は消費税を含んだ金額となります。限度額を超えるリースの取扱いはできません。

2 リース期間とリース料率

リース期間は、10年以内でリース設備の法定耐用年数により設定されます。また、リース期間毎のリース料率は、別紙記載のとおりです。

3 支払方法

毎月一定の金額のリース料を支払っていただきます。支払の方法は約束手形によるものとし、契約と同時に支援センターに振出していただきます。

4 保守契約

リース設備にかかる保守契約が必要な場合は、メーカー、商社との間で直接締結してください。支援センターのリース料には保守料は含まれていません。

5 契約更新（再リース）

リース期間が満了する2ヵ月前までに契約更新の申し出をいただければ再リースをすることができます。再リース期間は1年間ですが、希望があれば何回でも更新を繰り返すことができます。再リース料の年額はリース料の1ヵ月分であり、契約更新時に一括支払いしていただきます。

6 中途解約

利用者からの申し出による中途解約はできません。万一、中途解約をする場合には支援センター規定の損害金を支払っていただきます。

7 その他

リース制度により導入したリース設備に関する以下の費用は、支援センターが負担します。

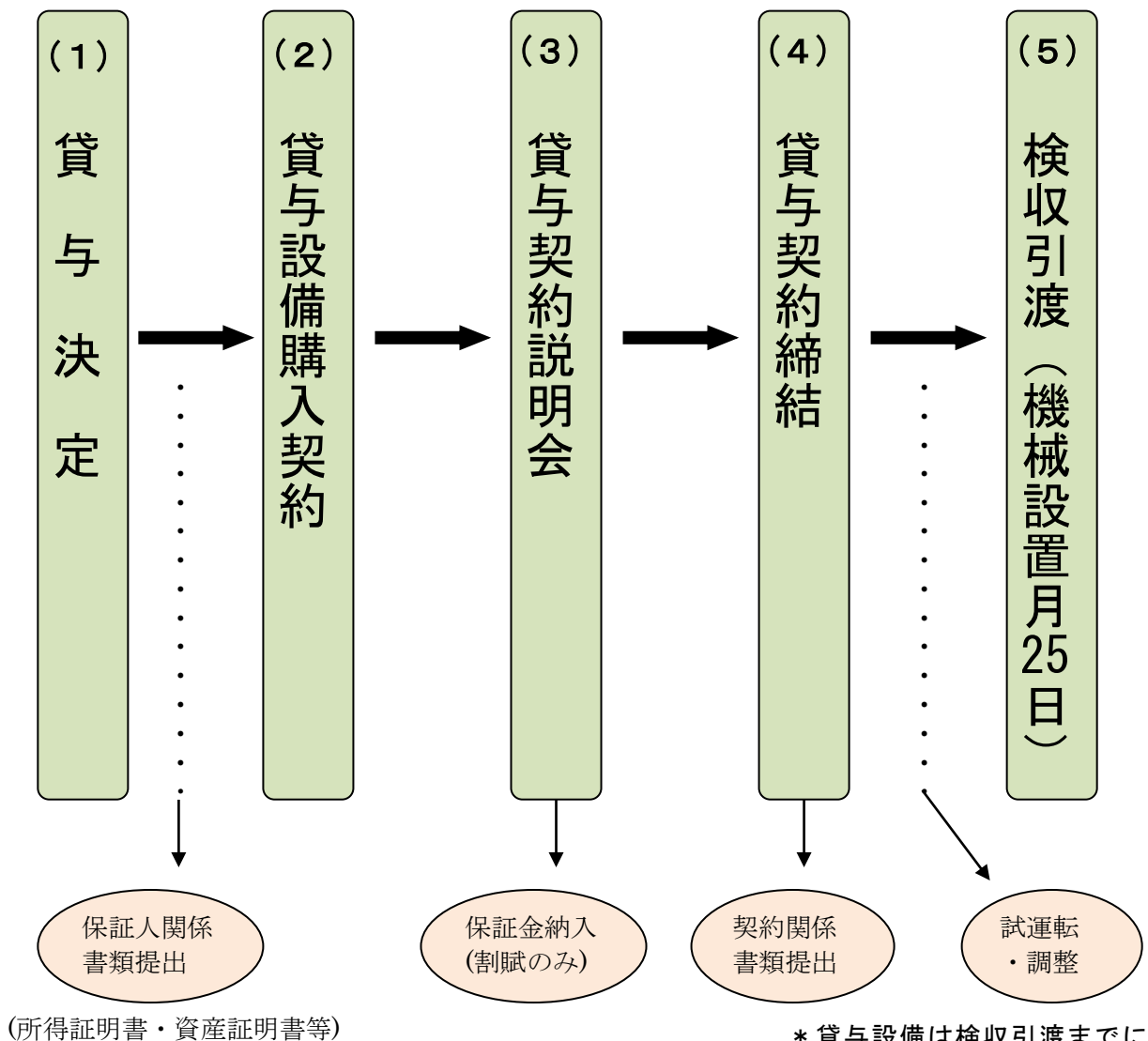
- ・固定資産税
- ・火災保険料

(火災・落雷・破裂または爆発等が対象となります。ただし、契約期間満了後の再リース期間につきましては火災保険を付保しません。)

リースのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月支払うリース料は、全額経費として損金処理ができます。 ・毎月支払うリース料をそのままコストに組み込むだけで、原価が簡単に把握できます。また、原価意識の向上にも役立ちます。 ・金融機関の借入枠を食い込まず、資金調達にゆとりができます。 ・設備の所有に伴う資産計上と減価償却、あるいは固定資産税の申告と納付といった煩雑な事務から解放されます。 ・技術革新の激しい設備の陳腐化リスクが軽減できます。
----------	---

 **貸与契約の手続きについて**

(割賦販売・リース制度共通 貸与決定から引渡しまで)



* 貸与設備は検取引渡までに設置し、試運転・調整を完了すること。

1 貸与決定

皆様から申込書類をいただくと、その書類を基に診断調査に伺います。
その結果を審査委員会にかけます。
審査委員会は毎月2回開かれ、貸与の可否を決定します。

2 貸与設備購入契約

貸与が決定すると、皆様が指定されたメーカー(ディーラー)と支援センターとの間で売買契約を締結いたします。

3 貸与契約説明会

貸与決定後に、契約に必要な書類をお渡しするとともに、契約上の留意点についてご説明いたします。

ただし、数年以内に貸与実績がある企業に対しては、契約保証金をお振込みいただいた後に、契約手続きに関する書類を郵送することで、説明会に代えさせていただきます。

契約保証金は機械代金の10%です。リースにおいては、保証金は不要です。

4 貸与契約締結

契約説明会の約1週間後に割賦販売(リース)契約を締結いたします。

契約に必要な書類は次の通りです。

法人の場合	個人の場合
(1) 会社の印鑑証明書 1通 (2) 会社の固定資産証明書 1通 (3) 連帯保証人の印鑑証明書 各1通 (4) 連帯保証承諾書 各1通 (1) 法務局で発行 (2) (3) 市町役場で発行	(1) 本人の印鑑証明書 1通 (2) 連帯保証人の印鑑証明書 各1通 (3) 連帯保証承諾書 各1通 (1) (2) 市町役場で発行
約束手形	・割賦販売・・・割賦販売期間・支払方法による ・リース・・・リース期間による
火災保険料	・現金あるいは小切手に限る ・リースにおいては、火災保険料は不要です

5 検取引渡

検取引渡前に設備を設置し、

- ① 試運転・調整を十分に行い設備に問題がないか
- ② 設備が契約書(設備名・型式)記載のものと同じか
- ③ 設備にメーカー名、製造番号、製造年月全てが銘板またはシールで表示されているかを確認してください。

設備の設置および試運転が終了した月の25日に、ユーザー、メーカー(ディーラー)、支援センターの三者立会いによる検収を行い、引渡しをいたしますが、上記の①②③に問題があった場合には検取引渡が実施できませんので、必ず検収日までにご確認ください。

(参考) メーカー(ディーラー)への設備代金の支払は、請求書受領後30日以内となります。

メーカー(ディーラー)の口座に直接振込みいたします。

[注意事項]

支援センターに対する割賦料・リース料の支払いは、ともに約束手形によるものといたします。

IV 創業者のご利用について

1 申し込みができる企業

対象企業	<p>●次のいずれかに該当する企業</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内に新たに事業を開業する具体的計画を有するもの</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>③新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったものに限る。）であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>④新たに設立された会社（当該設立の日に他の事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>ただし、上記①②③④とも、商工会・商工会議所の経営指導員の経営指導を6ヵ月以上受けている必要があります。</p>
対象業種	「I 申し込みができる企業（1ページ）」の「対象業種」と同じです。
対象設備	「I 申し込みができる企業（1ページ）」の「対象設備」と同じです。 ただし、経営革新の要件は満たす必要はありません。
禁止事項	●貸与が決定する前に機械を設置することはできません。

2 貸与条件

	割賦販売制度	リース制度
貸与限度額	100万円以上、1億円以下	100万円以上、1億円以下

※ 貸与期間、支払方法、割賦損料率（月額リース料率）、保証金（割賦販売制度）等は、**4ページ**の記載内容と同じです。

3 連帯保証人

法人の場合	個人の場合
原則1名 (法人代表者の個人保証)	原則本人以外1名 (内部者可)

※ 内部者とは、事業継続者、家族、配偶者、従業員をいいます。

※ 連帯保証人は、県内に居住し、独立した生計を営む人であること。

※ 「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断した結果、連帯保証人が不要となる場合があります。

※ 審査の結果によっては、連帯保証人の追加が必要となる場合があります。

4 担保

申込設備の内容によっては、不動産担保を提供していただきます。**5ページ**を参照ください。

5 申し込みに必要な書類

申込書類		摘要
①	設備貸与申込書	支援センター指定様式（当支援センターへご連絡ください。）
②	創業計画書	支援センター指定様式（当支援センターへご連絡ください。）
③	経営指導確認書	支援センター指定様式 （商工会、商工会議所にて作成してもらいます。）
④	機械設備の見積書およびカタログまたは図面・仕様書	見積書（原本）の余白部分に 内容を確認した旨の署名・捺印 が必要です。
⑤	直近の残高試算表	創業済の企業の場合、必要です。
⑥	税務署に提出した開業届出書の写し	開業済の個人事業者の場合は、必要です。
⑦	全部事項証明書の履歴事項証明書	法人であって創業済の場合、履歴事項証明書（各法務局で発行）が必要です。 個人の場合は、履歴事項証明書ではなく、 住民票 （各市町で発行）を提出してください。
⑧	所得証明書・固定資産証明書	代表者および連帯保証人の分を提出してください。
⑨	許認可書等の写し	業および設備の設置に届出、登録、許認可を必要とする場合必要です。
⑩	その他	上記以外に、支援センターが必要とする書類を提出していただく場合があります。

6 その他

制度の流れ、利用の際の留意点、貸与契約の手続き等は、「Ⅲ 小規模企業者等設備貸与制度のご利用について（3～9ページ）」の記載内容と同じです。

＝ 設備貸与制度に関するお問い合わせ先 ＝

 公益財団法人 **ふくい産業支援センター** ふるさと産業支援部 資金支援グループ

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センター3階
TEL:0776-67-7410 FAX:0776-67-7429 E-mail:setsubi-g@fisc.jp